

令和5年度東京都新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関設備整備事業

1 事業内容

医療機関が、新型コロナウイルス感染症患者及び感染が疑われる患者を円滑、適切かつ確実に受け入れる体制を確保するために整備する設備等の費用を補助することで、新型コロナウイルス感染症対策に係る医療提供体制を強化することを目的とする。

2 対象施設

新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れるために新たに設備整備を行う医療機関

3 実施期間

令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

※整備完了（納品）期限は令和6年2月29日

4 補助条件

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れるために新たに設備整備を行う医療機関。
- (2) 円滑な入院調整を行うため、東京都新型コロナウイルス感染者情報システム（MIST）上に受入可能病床数等の入力を行い、新型コロナウイルス感染症患者等の入院調整を行う医療機関及び東京消防庁等による受入要請に応じ、原則として速やかに受け入れ、正当な理由なく断らないこと。
- (3) 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、医療機関等情報支援システム（G-MIS）上に受入実績の入力を行うこと。
- (4) 対象となる経費について、令和5年10月以降に新たに発生した事由により整備が必要となるものに限る。
- (5) 都が別に定める日までに設備整備が完了していること。

5 対象経費

医療機関が新たに機器等を整備することに要する以下の経費。

ただし、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに「東京都新型コロナウイルス患者医療提供体制緊急整備事業」における「医療施設施設・設備整備費事業（新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関設備整備事業）」の補助を受けた医療機関は、病棟単位（区画単位含む）による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要な設備のみ対象とする。

6 補助基準額

- (1) 入院施設の新設、増設に伴う

初度設備を購入するために必要な

需用品（消耗品）及び備品購入費

133,000 円/床

(2) HEPA フィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る。)	905,000 円/施設
(3) HEPA フィルター付パーティション	205,000 円/台
(4) 人工呼吸器及び付帯する備品	5,000,000 円/台
(5) 簡易陰圧装置	4,320,000 円/床
(6) 簡易ベッド	51,400 円/台
(7) 体外式膜型人工肺	21,000,000 円/台
(8) 簡易病室及び付帯する備品	実費額

7 補助率

10分の10